



## 第十四編 山形県経済農業協同組合連合会

\*

県販売購買の両連合会設立  
庄内地区の加入不調  
両連合会の合併へ向う  
合併予備契約書の内容  
機構整備と役職員の動き  
整備促進を適用

\*

紛糾した二度の役員改選  
高橋庄吾会長の登場  
他連合会との事業調整に取り組む  
整備促進を二年早く完了  
経済連設立委員長枝松銈蔵氏

長男誕生 沖田さんは赤ちゃんに政明と命名した。父政安さんと同じく醍醐の土に生き抜かなければならない運命の子だ。あと二十年さき、政明君が大人になるころ、この村の変り方が楽しみだ。

(カメラ・熊谷浩氏)

# 県販売、購買の両連合会設立

山形県販売農業協同組合連合会（県販連）は昭和二十三年七月三十日、山形県購買農業協同組合連合会（県購連）は八月十日にそれぞれ設立認可を得て発足した。発足は両団体、別個なものだが、創立総会までの会合、準備手続き、すなわち設立発起人会、定款作成委員会等は両団体とも同じ場所で開催していたので、お互いに打合せの上で行った共催同然のものであった。

## 第一回設立発起人会

昭和二十三年六月十五日午後一時から山形市七日町、杉山館で開催、庄内地区を除いて各郡市組合長代表四十五名が出席、小川秀雄県農地部長、佐原藤三県農業協同組合課長、保科保忠、尾形清両主事、大場栄一技師等も顔を見せ、販連は山口和吉（山形市）、購連は黒田源橋（柏倉門伝村）氏がそれぞれの議長になつて会議を進めた。

佐原課長は業種別に各々独立した連合会を組織しなければならなくなつた農業協同組合法才十条の改正趣旨を説明、県も、組合長諸氏も総合事業連合会の組織を念願とし、また、それを予定していたのだが、政府は占領軍の意向に従つて総合連合会の設立を禁止し、信用事業以外の購買、販売、農村工業、厚生、



県経済連本所事務室の一部（県内6、東京1の支所とともに230名の職員が動いている）

指導、災害共済等の事業は全部独立した連合会を設立させる方針になつた。

とのべて、販売、購買の二連合会を別個に設立させる事情を明かにした。協議の結果きまつたことは

① 単協の発展を期待するには信用、購買、販売の三連合会を出来るだけ速かに設立しなければならぬ。信連は既に設立準備に着手したので、販、購両連合会の設立もいそいで行う。

② 今後の経済情勢の移り変りを考え、商業資

本の攻勢を防ぎ、農村経済の振興を図るためには強力で、県一円を事業区域とした連合会の組織が必要である。

県一円の組織を建前として推進するが、庄内地区では既に独立した別個の販売、購買両連合会を設立準備しているから、庄内地区の代表に当方への合流参加を勧説することにする。このために設立発起人の中から数名の話し合い代表を選び、近日中に庄内に出張して交渉する。

⑧ 出席組合長の間で、購買、販売両連合会の設立発起人を引きうけることにきまり、次のような顔ぶれに決定した。

### 県販売農協連合会設立発起人

山口和吉(山形市)、船越庄治(滝山村)、佐藤清蔵(東村)、横尾健三郎(本沢村)、細谷庄左工門(東金井村)、尾形勝哉(高瀬村)、押野豊太(成生村)、市川岩蔵(蔵増村)、吉田豊治(谷地町)、若木治雄(溝延村)、高橋喜三郎(川土居村)、大山不二郎(楯岡町)、小林久之助(尾花沢町)、梅津茂右工門(長瀬村)、佐藤哲寿(安楽城村)、佐々木作蔵(萩野村)、笠原直作(東小国村富沢)、遠藤清海(米沢市)、遠藤栄吉(宮内町)、高橋久兵衛(小松町)、島津一郎(屋代村)、高橋庄吾(長井町)、田中万蔵(東根村)、木村惣吉(西根村)

### 県購買農協連合会設立発起人

黒田源橋(柏倉門伝村)、松田作左工門(上山町)、山田卯間(堀田村)、原田弁次郎(長崎町)、押野豊太(成生村)、鎌上半兵衛(豊田村)、川口猛(白岩町)、国井信一(高松村)、岡崎吉郎(宮宿町)、鈴木治兵衛(山口村)、高橋長五郎(横山村)、大沼千万亀(富本村)、佐藤哲寿(安楽城村)、江口一郎(戸沢村)、国分仁兵衛(大蔵村)、高山庄太郎(稲舟村)、小坂孫左工

門(窪田村)、大橋庚(玉庭村)、江口太郎(大川村)、渡部幸太(大塚村)、鈴木清太(中川村)、竹田栄一(伊佐沢村)、小関信一(平野村)

と販売連二十四名、購買連二十三名、そのうち一部は両連合会かけ持ちの発起人となって、山口和吉氏を県販売連発起人代表、黒田源橋氏を県購買連の発起人代表にし、設立目論見書を決定したのであった。

### 庄内地方の加入は不調

この才一回合会にもとずいて、六月二十二日に島津一郎(屋代村)ら両連合会代表が庄内にもむき、庄内販売、購買両連合会設立代表者と面談、県両連合会への合流を説いたが、庄内側は庄内の特殊事情を建前に、庄内地区に別個の連合会を設立する方針をまげる模様がなく、結局、話し合いがつかず、両連合会は庄内地区除きの県連合会を設立することに態度を決定したが、一方、庄内連合会に加入するはずの飽海郡松嶺郷(松嶺町、田沢、上郷、内郷、北俣、稲川の六ヶ村)農業協同組合が庄内連合会に参加せず、県連合会の会員になることにきめて、山形市に滞在、県販連設立代表者に加入方を申しこんで来ているような事情もあった。

六月二十六日には県販売、県購買両連合会とも前回同様に山形市の杉山館で才二回設立発起人会を、三十日には県農業会々議室で設立準備会を開いて、庄内地区除外の連合会設立と、さらにこの日、会場の杉山館に滞留していた松嶺郷代表と会見して、松嶺郷各組合を県販連に加入させることを正式に決定した。

## 定款作成委員

〔県販連〕 山口和吉、横尾健三郎、押野豊太、吉田豊治、青木秀男、佐々木作蔵、遠藤清海、島津一郎、高橋庄吾  
〔県購連〕 仁藤孫作、黒田源橋、鎌上平兵衛、川口猛、大山不二太郎、高山庄太郎、小坂孫左工門、鈴木清太、竹田栄一  
の各九氏を選び

。県販連 七月七日、十五日に定款作成委員会、発起人会開催。

。県購連 七月七日、十七日、二十四日同上。

を開き、準備万端ととのつて、県販連は七月二十四日、県購連は七月三十日に創立総会を開き、県販連は七月三十日に設立認可をもらい、八月十四日設立登記を完了した。一方の県購買連は創立総会を七月三十日に開き、設立認可八月十日、設立登記を八月十五日に終つて、山形県販売農業協同組合連合会、山形県購買農業協同組合連合会が正式に発足したのであった。

## 県販連の事業内容

### 取扱い物資の競り合いが問題

山形県販売連の創立総会は昭和二十三年七月二十四日午前十時から山形市香澄町城北の県蚕糸業々議室で開き、加入同意者百八十組合のうち、出席組合百四十四、次のように決定した。

。事務所 山形市七日町字東前一〇の三

。支所 (六ヶ所) 山形市香澄町城北、西村山郡寒河江町、北村山郡楯岡町、最上郡新庄町、東置賜郡赤湯町、西置賜郡長井町

。事業区域 山形県一円

。事業

① 会員の構成員である組合員および会員の生産する物資の運搬加工、貯蔵または販売

② 会員の指導および連絡に関する事業

③ 農業倉庫法による連合農業倉庫業の経営

④ 才一号の事業の目的を達成するため、これに関連して通常必要とする範囲の左の事業

イ 販売する物の出荷用包装資材の供給

ロ 出荷にリンクして供給される物資等販売するものの生産に必要な需要資材の供給

ハ 販売したものに對する報奨物資の供給  
ニ 販売するものの生産技術の指導

ホ 会員の構成員である組合員に対する、この連合会の事業に関する教育情報の提供  
ヘ 販売加工施設を以てする受託加工

。出資額 一千五百三十四千円(一口二千円)  
。加入会員 一八七

。役員 (理事九名、監事三名、任期二年、ただし設立当初の理事、監事は才一回通常総会一昭和二十四年五月一で改選する)

〔理事〕 青木秀男(亀井田)、佐藤哲寿(安楽城)、押野豊太(成生)、吉田豊治(谷地)、山口右仲(西郷)、島津一郎(屋代)、高橋庄吾(長井)、大津二郎(南原)、山口和吉(山形)

〔監事〕 鈴木正美(本郷)、高橋市治(大富)、安部繁雄(糠野目)

【註】この創立総会後の才一回役員会で互選の結果、会長理事押野豊太、常務理事山口和吉、高橋庄吾氏が就任した。

取扱う事業で問題になったのは、出荷にリンクして供給される物資等販売するものの生産に必要な需用資材の供給、販売したものに對する報奨物資の供給が、県購買連が取扱うことになつてゐる物資の配給と競合することで、この疑問に對して山口議長、佐原県農協課長から次のように答弁して、県購買連と調整してやうて行く方針を明らかにした。

「そのような事業内容をもり込んだとしても、その全部を販運が取扱うというものではない。購買連と密接な連絡を保つて、決してムリを生じないようにする。」

### 県購買連、続いて創立

山形県購買農業協同組合連合会の創立総会は県販運のそれよりも一週間おくれて、七月三十日午前九時すぎから山形市七日町東前の県農業会々議室で開催した。加入同意者百三十九組合中、当日の実出席者百二十七組合で、決議を見た議事の内容は次の通りであつた。

。事務所 山形市七日町字東前六一〇の三

。従たる事務所 山形市、西村山郡寒河江町、北村山郡楯岡町、最上郡新庄町、東置賜郡赤湯町、西置賜郡長井町および鶴岡市、酒田市

。事業区域 山形県一円

。事業

- ① 会員の構成員である組合員の事業または生活および会員の事業に必要な物資の供給。

② 会員の指導および連絡に関する事業

③ 才一号の事業の目的を達成するために、これに関連して行うことを必要とする範囲の左の事業

イ 購買加工施設を以てする受託加工

ロ 家畜市場法にもとづく家畜市場の経営

ハ 供給家畜の増殖改良のための種畜場の設置

ニ 供給する物資の使用法指導その他会員の構成員である組合員に對するこの連合会の事業に関する教育および情報の提供

。出資額 六百七十二万八千円

。加入会員 一八七

。役員 (理事九名、監事三名、任期二年、ただし設立当初の理事、監事は才一回通常総会で改選する)

(理事) 大山不二太郎(楯岡)、黒田源橋(柏倉門伝)、川口猛(白岩)、

鎌上半兵工(豊田)、高山庄太郎(稲舟)、高橋源四郎(沖郷)、阿部一喜

(田沢)、相田助左工門(塩井)、竹田栄一(伊佐沢)

(監事) 岡崎忠貞(楳沢)、国分仁兵工(大蔵)、小関信一(平野)

【註】総会直後に役員会を開いて、会長理事大山不二太郎、常務理事

黒田源橋氏を互選した)

### 山形県販売農業協同組合連合会役員

和二三・七・二四	和四二・四・五・二一	和四二・六・五・二三
(創立当時)	(才一回通常総会)	(才九三回通常総会)
理事 九	理事 九	理事 九
監事 三	監事 三	監事 三
会長 押野豊太(成生)	会長 押野豊太	会長 押野豊太
常務理事 山口和吉(山形)	常務理事 山口和吉	常務理事 島津一郎



ために支払金利の増加を見たことによるものであった。

### 県購買連事業計画と実績比較

(昭和24年度) (△減)

	予定計画	実績	差引増減	予定と実績比率%
	千円	千円	千円	
資材	216,382	95,336	△ 121,046	44.1
織維	220,000	165,554	△ 54,446	75.3
農機	105,400	63,297	△ 42,103	60.1
農産	135,993	48,435	△ 87,558	35.6
畜産	62,957	8,828	△ 54,129	14.0
肥料	241,490	78,070	△ 163,420	32.3
飼料	53,075	31,428	△ 21,647	59.2
合計	1,035,297	490,948	△ 544,349	47.4

果借入増加となり、事業資金の回転は極度に不円滑となつて、年内平均回転率三・七という数字になつてしまひ、事業面と資金面の圧迫をこうむつたことが最大の原因であることを指摘されたが、不振原因として、さらに有効需要量を把握せず、経済界の大変動に会つてもなお、統制、配給時代の慣行からどうしても脱け切れなかつたこともあげられた。

県購買設立当時から続いたインフレの様相と統制時代の名残りで品物さえあれば、売りさばけるものと信じ、本、支所、単協とも競つて拡大政策を強行し、配給機構の手段を続けたので

事業不振の原因を一般経済界の面から見ると二十四年末から一般物価、特に織維製品、雑貨類が急落したので、県購買連では全面的に事業を再検討し、被害を最少限度に止めるように努力したのであつたが、遂に及ばなかつたのである。さらに農村金融のひつ迫は予想外の掛売未収金を生じてしまひ、その結

ある。この実状は他県の購買連の場合も同様で、やはり一様に赤字経営となつた。

### ばん回策にのり出す

大山会長はぼう大な赤字経営に苦慮し、黒田常務理事らとともにその打開策として

- (一) 事業分量の策定に當つては正確な有効需要量をつかみ、各支所毎に責任をもつて遂行出来る事業分量であることとする。
- (二) 取扱品目については生産資材に専ら力を入れ、中でも肥、飼料を重点的に取り扱ひ、消費資材は会員の発注のものだけを取扱う。
- (三) 取引方法はあくまでも現金仕入、現金販売の線を実施する。
- (四) 二十五年以上に五百万円以上の剰余金をあげて損失を補てんするたにあらゆる冗費を節約し、そのために約四十名の職員の整理を断行する。

(四) 各支所毎の独立採算制を採り、支所長が一切の責任を持つこと。本所は全般的な企業立案と仕入を専門的に行う機関とすること。の五方針を県購買連運営の根本施策にきめ、徹底的な実施を強行したのであつたが、この施策強行とともに認証制度を実施し、役職員一体となつて、赤字解消に真しな努力を重ねた。

### 両連合会の合併へ

しかし県購買連の運営は好転せず、そのまま県販売連との合併に向つたのであつた。

県販、県購両連合会の合併はどこまでも対等合併であり、昭

和二十七年に設けた統合事務局は草刈県指導協会(後の県中央会) 参事を中心に、具体的に両連合会の合併方を練り、両連合会の意向を尊重し、話し合いを進めたのであるが、両連合会の事務局の間は必ずしもすっきりしたものでなかった。

統合事務局と連絡をとったのは県販連側は西村啓四、栗野武夫、県購連側は原田継雄、小林哲四郎、河合彦人氏らであり、合併の構想、新連合会設立後の計画について販連側が積極的であったのに対して、購連側は全国機関からの合併構想介入等もあり、これとからみ合つて購連の職員の間にも意見が分かれる等、とかく円滑な進捗を見せなかった。

このような両連合会の合併に対する意欲のちがいが二十八年四月の県経済連発足当時まで影響し、選任された新役員の顔ぶれ内容と、業績の不振は購連の販連への吸収合併を印象づける結果を招いた。新経済連の初代会長と目された大山購連会長は会長就任の気持ちがなく、押野販連会長が新会長に回つたほか、新役員のほとんどを販連系統で占め、購連側からは鈴木重兵衛、国分仁兵衛の両氏が監事になつたぐらいで、県購連設立以来、営々として会の樹て直しに努めて来た大山不二太郎、黒田源橋両氏をはじめ、購連側の役員は経済連発足とともにそれを消してしまつた。

県販連、県購連主要人事

県販連 (三部六課)	県購連 (一室、二部、五課)
総務部長 西村啓四	総務部長 原田継雄

総務課長 (部長兼務)	企画室長 (総務部長兼務)
経理課長 岡 匡夫	総務課長 浦山 恒男
農林部長 佐藤 篤	経理課長 皆川 清輝
特産課長 (部長兼務) 石山 丈夫	業務部長 小林 哲四郎
林産課長 渡辺 幸藏	肥糧課長 斯波 正美
食糧部長 (部長兼務) 五十嵐 善一郎	資材課長 高宮 陸三
食物課長 佐藤 善一郎	畜産課長 軽部 治
東南村山所 業務課長 鹿野 秀孝	東南村山所長 (理事) 鎌上 半兵工
西村山所 業務課長 日塔 義久	西村山所長 安孫子 啓
北村山所 業務課長 高橋 芳夫	西村山所長 安孫子 啓
最上 業務課長 齋藤 和三郎	北村山所長 菊地 政之助
東南置賜所 業務課長 岸 直松	最上 業務課長 (理事) 高山 庄太郎
東南置賜所 業務課長 加藤 秀雄	東南置賜所長 梶 正
西置賜所 業務課長 穴戸 計三	西置賜所長 (理事) 竹田 栄一
山形・上山倉庫長 丸川 行夫	支所長 (理事) 阿部 一喜
大石田 渥美 忠三	支所長 (理事) 阿部 一喜
尾花 二藤 部 久之助	
新庄 小林 雅義	
漆山 設楽 半治	
長崎 高橋 甚石工門	
椿 菊地 又右工門	

## 農協大会で促進決議

### 統合委員会二十五年出来る

## 統合、一瀉千里に

その後、県販連は林産課長齋藤幸男、運輸課長五十嵐勇治、特産課長工藤栄一、食糧課長石山丈夫、倉庫課長加藤一郎氏とし、また理事の支所長であったのを職員支所長に改め、鹿野(東南村山)、日塔(西村山)、斎藤(北村山)、岸(最上)、加藤(東南置賜)、屋島(西置賜)各支所総務課長が支所長に昇格し、池田忠之助氏が飽海出張所長となった。

一方の県販連も理事支所長から職員支所長に変わった。

県販、県購両連合会が昭和二十三年八月に発足した当初から両連合会を合併すべしとする説が会員の間で強く持ち出されていたが、県購連の不振がこの説に拍車をかけ設立後、三年目の昭和二十五年十月に山形県事業連統合委員会(委員長横尾健三郎氏)が発足し、本格的に合併問題がすべり出した。統合委員は各郡組合長会長と各郡から選出されたもので組織し、二十五年十月十七日に才一回統合委員会を開催し、事業連統合の得失を検討した結果、合併することの利点として

① 資本主義経済下で細かい細な農民資本を分化することは商工金融資本に対抗する力が薄弱となるが、統合して強力な連合体とすればこれが強化される。

② 事業経営が合理化され、事業調整および重複がさけられる。

③ 従来、それぞれの連合会が必要としていた人件費、共通費用、事務費等の節減が期せられる。

④ 分散していた出資金その他資金を集約するとともに資金の効率的運用が期せられ、金利等の節約を図ることが出来る。

⑤ 経営規模の拡大に伴い、外部との競争においても有利な地位に起つことが出来るとともに対外的信用の増大が期せられる。

をあげ二十六年一月には県農政課、統合委員代表が三重県、静岡県等の統合先進地を視察し、今後の統合処理の参考にして帰県した。

その年、二月十二日開催の県農協大会は「事業連統合促進について」を提出し、次のように決議、全農協の総意となって処理されることになった。

〔決議〕 本県における農協事業連の設立を見たるもの県地区では九連合会、地方地区十一連を数える乱立の現況である。然るに各事業連の運営を見るに同一会員が多元的連合会に重複加入し、経営費ならびに分賦金の重圧、各連事業の複合、交叉、役職員費の膨脹に、加うるに運営の傾斜するもの漸増する折柄、これを是正せしめるは簡素強力なる事業連の樹立に待つを必要とする。

既に先覚県統合同況を見るも明瞭である、かかる観点より本県事業連の急速統合をここに再確認し、全農協を挙げて促進する。

右決議する。

昭和二十六年二月十二日

山形県農業協同組合大会

同年四月十六日の才五回統合委員会は販、購両連合会の統合を最初に取りあげることを決め、次のように委員会の決議を行って、委員会の態度を明白にした。

### 農業協同組合連合会統合について

農協連合会の整備強化のための各県における経済事業農協連の単一組織化は進捗しており、本県内陸地帯の山販連、山購連の昭和二十五年十二月末における財務状況を調査し、本問題につき再検討を試みた結果、概ね左の通りにつき報告する。

なお各関係各農協連においても単協の総意の線に即応し、然るべく適切なる措置を急速に具体化せられたく申進する。

- 一、増資関係において統合は有利に展開する。
- 二、財務操作上有利となる。
- 三、人的、物的の総合運営の強化となる。
- 四、兼営事業の調整が出来る。
- 五、剩費の節減となる。

しかし、同年十一月二十九日、県販連、県購連がともに農林漁業再建整備法の適用をうけたために統合促進運動も中絶の形となり、両連合会の整備状況を見た上で、改めて統合を持ち出すことにしたが、翌二十七年九月七日の県農協大会は再びこの問題を協議題にし「事業連統合促進について」次のように決議した。

〔決議〕 本県事業連の統合は農協系統組織の簡素強化することとが県下農協ならびに農民のひとしく要望するところであるた

め、これが実現を期すべく、さきに統合委員会が設置せられ、統合の結論を得て、これが推進を図ったのであるが、農林漁業再建整備法の実施により一時停頓した。

しかし再建整備も順調に進捗している今日、速かに統合し、簡素強力なる事業連の実現を左により期せられるよう関係連合会に要望する。

### 記

- 一、関係事業連は統合委員会に諮り、速かに統合の具体的方策を樹立せられたい。
  - 二、昭和二十七年年度を統合準備期間とし、昭和二十八年年度より新連合会が発足するようにせられたい。
- 右決議する、

農協大会は全農協の総意として県販、県購両連の合併を二十八年三月末日までに実現するよう期限つきで新連合会の設立を要求したのである。

この決議で統合委員会は再び動き出し、十一月十一日の委員会は急ぎ統合の線をはっきりさせ、統合の基本方針、新事業連の構想、統合のための必要な事前措置等、統合事務予定を協議し、合併予備契約書、事業目論見書、定款の基本となるべき事項、財務諸表等を決定し、その後は一しや千里に統合事務が進捗して行った。即ち

- ① 昭和二十七年十一月二十日、押野県販連、大山県購連両会長の才一回予備協議会を開催し、統合方式、基準日を決定。
- ② 二十七年十一月二十九日、両連合会で合併予備契約書を作成し、

### 貸借対照表

(昭和27.9.30現在)

(山形県販売連)

(借 方)		(貸 方)	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	72,684,180 円	流動負債	83,975,899 円
固定資産	70,152,253	固定負債	25,350,000
外部出資	2,414,435	出 資 金	37,914,000
欠 損 金	4,724,201	利益剰余金	957,300
		資本剰余金	1,777,872
借方合計	149,975,072	貸方合計	149,975,072

財 産 目 録 (27.9.30現在)

資 産 (流動資産、固定資産、外部出資)	145,250,870
負 債 (流動負債、固定負債)	109,325,899
差 引 純 財 産	35,924,970

(山形県購買連)

(昭和27.9.30現在)

(借 方)		(貸 方)	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	148,512,152 円	流動負債	126,490,025 円
固定資産	12,926,815	固定負債	71,900,000
外部出資	3,295,000	出 資 金	26,020,100
欠 損 金	59,694,936	利益剰余金	18,778
借方合計	224,428,903	貸方合計	224,428,903

財 産 目 録 (27.9.30現在)

資 産 (流動資産、固定資産、外部出資)	164,733,967
負 債 (流動負債、固定負債)	193,390,025
差 引 純 財 産	(-) 33,656,058

調印を完了した。

⑧ 二十七年十二月五日、両連合会の合併賛否につき、単協の臨時総会を開催するよう、統合委員会から単協に依頼。

① このような順調な経過をたどって、翌二十八年一月二十日、県販連、県購連はそれぞれ合併のための臨時総会を開催して、合併を決議、その後設立委員会を翌、一月二十一日から開催

② 二十八年一月二十五日、両連合会で財産目録、貸借対照表を作成。二十八年一月二十七日、両連合会から債権者に対して公告および

催告。

⑧ 二十八年二月十六日、才二回設立委員会を開催。

三月五日には山形県経済農業協同組合連合会設立委員長枝松銚藏氏(県信連常務理事)の名で田子農林大臣に県経済連設立認可申請書を提出、三月十九日付で設立認可となり、四月一日、設立登記を完了、県販、県購の両連合会に代った県経済連がさきの県農協大会が条件づけた期日通り昭和二十八年度から発足し、全会員の要望に応えたのであった。

## 合併予備契約書

山形県販売農業協同組合連合会（以下甲と称す）と山形県購買農業協同組合連合会（以下乙と称す）は、合併により山形県経済農業協同組合連合会（以下丙と称す）を設立することについて、後日のため甲乙両者間に於て、この契約書各一通を所持するものとする。

才一条 甲乙両者は、昭和二十七年九月三十日現在の財産目録、貸借対照表並びにその日以降合併予定日（昭和二十八年三月三十一日）に至るまでの財産の異動に関する予定明細書を交換し、相互にこれを確認するものとする。

才二条 甲乙両者は、本予約締結後、その財産につき誠意をもってこれを管理し、通常の業務に属しない資産の処分はしてはならない。

但し、甲乙両者が互に承認した場合はこの限りではない。

才三条 甲乙両者は、合併日現在を以て、貸借対照表及び財産目録を作成し、これを以て丙に引継ぐものとする。

前項の引継ぎの際は、甲乙両者の役員はこれに立合うものとする。

才四条 甲乙両者は、前条による貸借対照表を相互に確認し、これに基づき純財産額により、それぞれの払込済資金額により各会員の持分を算定する。

前項の規定により甲又は乙の会員が有する持分は合併後丙の財産についても存続するものとする。

才五条 甲又は乙の会員の甲又は乙に対して有する払込済出資金は、

これを丙に対する出資金に引当するものとする。

前項の場合甲又は乙の会員の丙に対する持口は、その会員の甲又は乙に対する払込済出資金を丙の出資一口金額で除した商とする。

但し、端数はこれを一口とみなし不足額を合併認可のあった日から二週間以内に払込むものとする。

才六条 甲乙両者は、夫々の総会において、次の事項を議題に供するものとする。

一、合併並に合併契約の承認

二、才一条に規定する財産目録、貸借対照表及び財産異動に関する事項。

三、選任すべき設立委員の員数に関する事項

甲乙は、夫々左記員数の設立委員を選任するものとする。

甲 八名 乙 八名

四、別に定める定款作成の基本となるべき事項。

五、別に定める事業計画書及び収支計画の基本となるべき事項。

六、前条に規定する出資金の引当、持分の算定、出資の払込に関する事項。

才七条 合併前に於て、天災その他不測の事故発生のため、甲又は乙の財産に著しい変動を生じたときは、甲乙両者間に於いて、協議の上この契約の変更若しくは、破棄することが出来るものとする。

才八条 この契約に定めなき事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

### 附 則

昭和二十八年一月二十二日迄に甲乙は合併総会を開きこの予約書を附議するものとする。

昭和二十七年十一月二十九日

山形市七日町字東前六一〇ノ三

山形県販売農業協同組合連合会

甲 会長理事 押 野 豊 太

山形市七日町字東前六一〇ノ三

山形県購買農業協同組合連合会

乙 会長理事 大 山 不 二 太 郎

### 覚 書

山形県販売農業協同組合連合会（以下甲と称す）と山形県購買農業協同組合連合会（以下乙と称す）を設立するに当り、甲乙両者間に合併予備契約書に附帯する覚書を左記のとおり締結し、後日のため各一通を所持するものとする。

### 記 記

一、甲乙両者は誠意をもって本年度再建整備計画の達成に努むるものとする。

二、乙はその有する未払込出資金について、本年度中、払込期限の到来する額については、合併予定日まで払込を完了するよう努むると共に、残額については丙に対する増資として計画し得るよう措置するものとする。

昭和二十七年十一月二十九日

山形市七日町字東前六一〇ノ三

山形県販売農業協同組合連合会

甲 会長理事 押 野 豊 太

山形市七日町字東前六一〇ノ三

山形県購買農業協同組合連合会

乙 会長理事 大 山 不 二 太 郎

## 販購同時に合併総会

「山形県経済農業協同組合連合会」の設立を議題にした県販連、県購連の臨時総会は昭和二十八年一月二十日、山形市緑町の県町村会館で開催した。

県販連は午前十時半（会員数百八十五名中、出席百七十名、うち委任状出席十五名）、県購連は午後〇時半（会員数百八十七名中、出席百七十一名、うち委任状出席十四名）と相次いで開催、提出議案は両連合会とも

## 足発連経済県

① 山形県販売農業協同組合連合会（または山形県購買農業協同組合連合会）との合併予備契約書ならびに覚書承認。

② 財産目録、貸借対照表、財産移動見込明細表承認。

③ 山形県経済農業協同組合連合会の定款作成の基本となるべき事項。

④ 山形県経済農業協同組合連合会の事業計画および収支計画の基本となるべき事項。

⑤ 出資金の引当、持分の算定、出資払込に関する事項。

⑥ 山形県販売農業協同組合連合会（または山形県購買農業協同組合連合会）と合併し、山形県経済農業協同組合連合会を設立する。

⑦ 設立委員選任。

⑧ 山形県農業信用共済会加入

の八件で、才六、才七号議案を除いて、他の六件を原案通りに承認、才六号議案は出席会員の投票によったが、両連合会とも合併に全票賛成し、文字通り満場一致、合併が決議された。

また才七号議案、設立委員は詮衝委員の手で次のように決定した。

【県販連側】 押野豊太(成生)、横尾健三郎(本沢)、白田要右工門(大谷)、高橋市治(大富)、柴田勝三郎(及位)、島津一郎(屋代)、大津二郎(南原)、高橋庄吾(長井)の八氏

【県購買連側】 大山不二太郎(桶岡)、国井信一(高松)、細谷庄左工門(東金井)、枝松銚蔵(南金井)、国分仁兵衛(大蔵)、遠藤義雄(中郡)、鈴木重兵衛(中川)、樋口清(鮎貝)の八氏

県経済連設立が決定すると、その翌日、一月二十一日午前十一時から直ちに両連合会選出の設立委員十六名が才一回の委員会を山形市の県信連分室で開催した。委員長に枝松氏、副委員長に細谷氏を選任した後、経済連の新役員、理事八名、監事三名の選任方法について協議したが、既に各郡決定のものを枝松委員長から次のように指名して、経済連発足を前に事実上本きまりとなったが、その顔ぶれは大部分を旧販連の役員が占め、旧購連側はほとんど姿を消してしまった。

。理事 押野豊太(成生)、高橋市治(大富)、渡辺七兵衛(寒河江才一)、山口和吉(山形)、島津一郎(屋代)、大津二郎(南原)、高橋庄吾(長井)、佐藤啓輔(最上西小国)

。監事 山口右仲(西郷)、鈴木重兵衛(中川)、国分仁兵衛(大蔵)

次いで、一月二十五日には県販売、県購買両連合会の財産目録、貸借対照表を作成、二十七日、債権請求公告、催告、二月十六日に才二回設立委員会を開催して二月二日の新役員会で会長、常務理事を互選した結果を次のように報告した。

。会長理事 押野豊太(前県販連会長)

。常務理事 島津一郎(前県販連常務理事)、山口和吉(元県販連常務理事)

この委員会で論議されたのは五百万円の剰余金を出すための人員整理案であり、事業目論見書では二百万円 of 剰余金を計画していたが、五百万円の剰余金としなければ再建整備計画が円滑に進行しないので、販連職員百二十七名、購連職員八十三名、この人件費四千五百七十七万八千円を新経済連の手で二百名以内の職員にすれば約二百万円からの人件費が節減出来る、残り百万円は新役員が検討し、剰余金を五百万円としたいとする説が一委員から述べられ、次のような論議となった。

A 他県の経済連も大幅に人員を整理して経費を節減している、本県も人員を整理してこそ統合の意義がある。

B 職員に不安動揺を起さないようにすべきで、希望退職者を除き、全員を雇傭し、事業を縮小せず、事業の円滑をはかるべきだ。設立委員会で人員の点まで論議することは早まっている。

剰余金は二百万円の計上で十分である。

A 合併の目的は人件費の節約である、人員の縮小をやらぬ統合は無意義である。

B 販連は三月末まで十名程度の希望退職者を見る模様であり、購連も今日まで人員整理を続け、決して余分の人員はいない。福島、岩手県の実例だが、相当の職員を整理した結果、事業面にブランクが出来て、一年後には再び職員をふやしたとのことである。

C 購連では昨年人員を整理し、単協では事業の円滑を欠き迷惑を感じている。それに米の配給事業で人員が不足している

ので、人員については経済連の役員に一任すべきだ。

D 飽海事務所が廃止になるので、人員整理で二百万円程度の縮小をやっても事業面には影響しない。

これまでの購連の赤字累積は経営の不手際というものよりは、借金の支払利息重圧が大きいのしかかっている事実についても話し合い、この対処方法を県信連、単協とも協議の上善処し、年間五百万円ぐらいの剰余金を見こむ収支計画を樹て直して設立認可申請書に添付することになった。このような経過でできた事業計画の概要は次の通りである。

### 事業計画の概要

一、事業方針 ① 会員ならびに本会の事業の計画化、系統利用の強化促進（共同販売、共同購買体制の確立）。② 重点的事業の運営による資金の効率化と事務能率の向上。③ 部門別計算の確立。④ 再建整備計画の実践による財務内容の健全化。

二、事業計画の基本事項 ① 販売事業 (一) 主要食料等の集荷販売に関する事項。② 林産物およびワラ工品等の集荷販売に関する事項。③ 農業倉庫に関する事項。④ その他販売事項に附帯する事業。

購買事業 (一) 肥、飼料の取扱いに関する事項。② 農機具その他生産資材の取扱いに関する事項。③ せんい、食料品その他生活資材の取扱いに関する事項。④ その他購買事項に附帯する事業。

運輸事業。

前各号に関する指導連絡ならびに教育および情報の提供。

### 三、事業計画の概要

#### (一) 販売事業

米	一、四五〇、〇〇〇俵	四、七〇〇、〇〇〇円
配給	一六八、〇〇〇俵	六一八、二四〇、〇〇〇
配給	一三〇、〇〇〇袋	一一一、八〇〇、〇〇〇
雑穀	二〇、〇〇〇俵	六〇、〇〇〇、〇〇〇
特産品	六三〇、〇〇〇貫	二五、二〇〇、〇〇〇
木炭	四〇〇、〇〇〇俵	一二四、〇〇〇、〇〇〇
ワラ工品		一三、二〇〇、〇〇〇
その他配給品	麦製品六二、〇〇〇袋	五四、五六〇、〇〇〇
その他林産物		七、六五〇、〇〇〇
小計		五、七一四、六五〇、〇〇〇円

#### (二) 購買事業

無機肥料	五三八、四五七、〇〇〇円
有機肥料	六〇、〇九五、〇〇〇
飼糧	六〇、〇〇〇、〇〇〇
種苗	二九、〇〇〇、〇〇〇
農機具	七一、九一五、〇〇〇
農薬	二八、一一五、〇〇〇
石油その他	一五、〇〇〇、〇〇〇
温床紙	二三、七五〇、〇〇〇
家庭菜	一〇、〇〇〇、〇〇〇
一般資材	四三、二二〇、〇〇〇
砂糖	三〇、〇〇〇、〇〇〇
小計	九〇九、五五二、〇〇〇円
(二) 農業倉庫事業	
米	一五、〇〇〇、〇〇〇俵
麦	一七二、〇〇〇
	七五、〇〇〇、〇〇〇円
	七、〇〇〇、〇〇〇



事業の実績

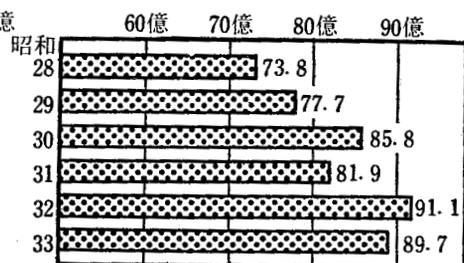
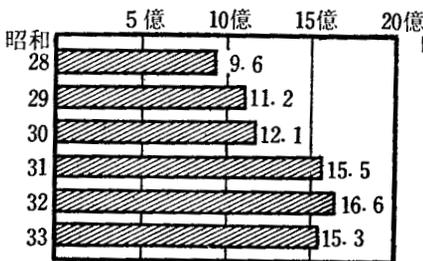
(単位千円)

品目	年度	取 扱 実 績					
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
購 買	無機肥料	517,513	647,346	782,608	945,668	972,296	851,384
	有機肥料	56,218	62,825	52,293	29,926	24,421	25,071
	飼料	89,723	124,871	99,826	128,879	160,034	152,212
	種苗	38,240	38,850	31,100	34,348	38,636	29,114
	農機具	98,417	89,610	87,275	170,290	214,145	179,497
	農薬	29,414	45,916	44,534	98,435	108,122	107,666
	石油	18,820	19,320	12,944	18,464	14,493	46,981
	石炭	45,378	27,009	39,243	41,398	46,057	42,816
	温床紙	3,579	3,348	1,189	1,812	2,000	1,504
	その他生産資材	61,918	59,875	54,317	77,579	84,444	98,617
購 買 小 計	959,220	1,118,970	1,205,329	1,546,799	1,664,648	1,534,862	
販 売	配給食糧	834,704	701,388	546,104	419,427	446,187	428,207
	米	6,173,485	6,762,860	7,759,053	7,462,987	8,317,853	8,211,165
	麦	116,475	144,703	130,181	101,328	49,758	97,349
	木炭	132,058	86,786	61,211	77,271	91,515	53,724
	工業炭	9,393	13,246	15,200	14,285	18,884	19,900
	農産物	10,311	4,503	7,750	18,288	14,182	11,385
	雑穀	17,234	13,866	21,534	14,884	29,757	7,973
	馬鈴薯	47,222	28,925	15,266	13,569	15,248	27,385
	その他農産物	35,100	15,843	18,257	22,710	48,615	62,537
	運送資材	—	—	8,738	49,139	77,206	53,931
販 売 小 計	7,376,992	7,772,120	8,583,294	8,193,888	9,109,205	8,973,556	
合 計	8,336,212	8,891,090	9,788,623	9,740,687	10,773,853	10,508,418	

年度別取扱実績表

購買関係

販売関係



事業総収益

年 度	取 益 高 (単位円)
28 年 度 末	144,144,348
29 年 度 末	174,424,569
30 年 度 末	173,575,509
31 年 度 末	199,634,232
32 年 度 末	258,951,196
33 年 度 末	280,567,907
34 年 度 末	346,429,551

# 機構整備と役職員の動き

発足した県経済連は鋭意執行体制の改善、機構の整備に つとめ業務体制を強化した。

## 執行体制の改善

① 役員 昭和三十八年一月二十日の販、購両連合会統合臨時総会で、従来の役員の数半を定員とし、理事八名、監事三名とした。

さらに二十九年十一月二十二日開催の理事会、監事会で理事の定数を七名、監事を三名とすることにし、臨時総会(三〇・三・一二)で、定款を変更減員して改選した。

非常勤役員に対する役員報酬は二十九年十一月までとし、それ以後は廃止することに決定した。なお常務役員体制は会長一名、常務理事二名であったのを二十九年八月二十八日開催の理事会で、会長だけを常勤理事とした。

② 参事 昭和三十九年八月二十八日の理事会で全購連、全販連の囑託として出向の久世英一氏を参事に選任、全般管理者の権限を附与し、業務に専念させることにした。(九・一久世参事就任)

③ 一般職員 県経済連が発足した昭和二十八年四月一日当

時の総員は百八十八名(本所六一、支所一〇五、倉庫二二)であったが、二十九年九月三十日現在では二十二名を減員して、百六十六名(本所七六、支所七五、倉庫一五)としたがさらに整促進のため、二十九年十二月一日現在では総員百三十二名(本所七〇、支所五三、倉庫九)とした。発足当時から実に五十六名の減少である。

## 三十四名を解職整理

### 機構を簡素化、配置替

昭和二十八年四月、経済連発足当時一室、三部、十課であったのを、同年七月には事業の円滑な運営と事業資金の効率化を図るため総務部に管理課を設置し、県信連から職員の出向をねがい、財務管理の適正を期したのであったが、二十九年八月一日には整備促進内部体制の確立を期するため、機構を改正し、本、支所職員の配置替と部、室、課長の発令を行い、さらに二十九年十一月三十日、部長二名をふくむ主事九名、主事補七名、書記十五名、書記補一名、雇一名等三十四名を解雇、整理したほか、労務者九名を解雇した。

翌十二月一日には機構をさらに簡素化し、本、支所職員の配置替を行い、部、室、課長の発令を行い、整促進に関する業務体制を一段と強化したのである。







## 押野初代会長

県販売連会長、県経済連初代会長の押野豊太氏は明治三十二年（一八九九年）四月二日、天童市小関四六八に生れた。氏の履歴書によると



押野豊太氏

。昭和五年一月～十八年三月、東村山郡成生村信販購利組合理事  
。昭和五年三月～二十三年三月、村農会副会長、同農業会副会長  
。二十三年三月～三十五年五月、成

生村農業協同組合長理事

。二十三年八月～二十八年三月、県販売農業協同組合連合会々々

長理事

。二十八年四月～三十年五月、県経済農業協同組合連合会々々長理事

と一回も停滞することがない順調な会長コースを踏んで、県内十余に上る連合会長のうちでも押しも押されぬ大連合会長の貫録を身につけてしまった。

会長の貫録と実績から二十三年十月には全国運輸連、二十八年六月には全国販売連、二十九年十月、全国購買連の理事に選ばれる等氏の活動舞台は山形から中央までひろがっていた。二十九年六月の県中央会監事、同年八月の県農業会議々員に至るまで氏の得意の時がしばらく続いたが、整備促進法を適用した

県経済連が再建のために心ならずも大量の職員を整理することになり、四囲の空気は氏に冷く、三十年五月の役員改選には理事出馬すらも阻まれ、同月二十九日の才三回通常総会の席で県経済連欠別の挨拶を述べて、二十三年夏の県販売足から県経済連が設立された後まで八年間持ち続けた会長のイスを高橋庄吾氏に渡し、自村の成生農協に帰ってしまった。

その後の氏は成生組合長として県内で最初の有線放送を開始して組合員から感謝され、他の組合を驚かしたかと思うと、自村も合併した天童市が誕生すると市議に当選、間もなく市議会議長に就任する等、経済連会長当時のような多忙な毎日を送っていたが、その後山形市の某観光会社の専務を引きうけ、精力をそこにつぎこんでいる。

## 第二代会長高橋庄吾氏



高橋庄吾氏

才二代、県経済連会長高橋庄吾氏は日清戦争の前年、明治二十六年（一八九三年）二月十一日―紀元節の当日、長井市小出の二三〇八で誕生した。大正五年の長井町農会理事から始まった氏の組入人歴四十年にも及び、昭和十二年秋の県農協大会で永年勤続者として、庄内の山木武夫氏（県信連会長）らと一緒に表彰をうけ、翌三十三年には全国農協大会で数少ない組合功労者として前年の山木武夫氏につづいて表彰される等、長い氏の履歴書に輝かしいページを追加した。

長井町農会理事に就任して、大正十年副会長、会長、昭和十八年に長井町農業会が設立されて副会長、二十二年十二月、農協法が制定されて、長井町農業協同組合長となった。

西置賜郡購買販売利用組合の、生蕪取引市場が、蕪の価格下落で、県から当時としてはばく大な四十五万円の資金を借入れた時、氏は望まれて同組合の営業部長になり、組合の樹て直しに努めたので、十年後には借金を全部返えし、蕪取引きを正常に戻し、出資者に倍額の出資金を返えして解散させた話しまで残っている。

昭和五年から二十二年まで長井町会議員、西置賜郡農業保険組合長、長井町同組合長、同長井農地、農業委員、郡食糧調整委員、県農業会解散には資産処理委員に選ばれ、二十三年八月に県販売農業協同組合連合会が設立されて理事に当選、初代常務理事に就任した。その後県農業共済組合連合会監事、県産米改良協会幹事、西置賜郡農協組合長会長々長、県養蚕連理事等、二十八年四月、県販売連が県購買連と合併して県経済連が出来ると、理事として押野豊太会長に協力、同連合会の赤字解決の再建計画を樹て、翌二十九年十二月に同連合会が整備特別措置法の適用をうけて問もなく、押野会長に代って三十年六月、会長に就任した。

会長就任後の氏は会の再建計画に没頭、販売事業体制の整備、特に米の予約、集荷には格段の推進を図るとともに購買事業の全面系統利用、認証制度の確立、共同計算の推進等全職員陣頭にたつての敢闘は会の内外から驚異と賞讃の声を浴びた

が、二十九年八月、県農業会議々員、長井市の協同薬品工業株式会社監査役、山形放送株式会社取締役、三十年に入って全国購買農業協同組合連合会理事、県農協中央会監事、県産米改良協会副会長、県総合開発審議会専門委員、全国購買連農業審議委員等に就任した。

昭和二十八年四月、大日本蚕糸会総裁高松宮から、三十年四月には県知事からそれぞれ蚕糸業功労者として表彰をうけ、三十二年七月、県知事から農業振興功績のために表彰された。小心とまで評されて経済連の再建に注いだ氏の情熱は見ん事二ヶ年も早く、昭和三十四年度中に整促を達成させ、三十五年五月には誰れからも異存なく三度、会長のイスに坐った。

### 久世初代参事と岸参事

県経済連が整促適用を前にして昭和二十九年五月、参事制を採り、宮城県から山形入りしたのが久世英一初代参事である。

氏は中央大学経済学部専門部を出てすぐ北海道信用、販売、



久世英一氏 購買組合連合会等に就職した。経済課長のかたわら産業組合中央金庫(後の農林中金)の北海道事務に携わったが次いで宮城県に帰って同

県信用組合連合会、同じく県信、購、販、利組合連合会に転じ、利用部長となった。ここでも中金の事務を嘱託し、中金との関係を深いものとした。

氏の再度にわたる中金との繋りが後年、山形県経済連が参事

の人選を中金、県、信連、中央会の四者にまかせた時、氏を中金のあつせんで県経済連参事に就任させたのであった。

昭和二十三年に宮城県購買農協連が出来ると同会の総務部長、参事、さらに同県経済連が発足して整備室長となり、大いに整備関係に手腕を見せ、全国販売、全国購買両連合会の囑託をやった。たまたま話しが出たのが山形県経済連の整備適用で、問題は整備計画を強力に押し進めて行ける参事の人選であったのだが、氏は整備関係の手腕を買われて、二十九年八月に全販連、全購連の出向で参事に赴任したのである。

経済連の整備適用連合会としての出発には各関係機関、会員の援助はもち論であるが、氏は曾ての経験を生かし、一切のお膳立てをすませ、中央会信夫栄一氏の協力を得て、剛直に計画を実行に移し、氏の身辺に聞える非難、攻撃等には少しも意に介することがなく、果敢にまい進、毎年度計画を上回る再建の実績を上げること成功した。

氏の組合動続は三十年に近く、去る三十二年十一月の県農協大会で永年動続者表彰をうけ、翌三十三年、参事を退いて、最上支所長の岸直松氏に参事のイスを引継いだのである。

県経済連才二代目の参事岸直松氏は新庄市小田島二〇六の一



岸直松氏 林王、最上金山の岸家の一人である。明治三十七年（一九〇四年）九月十七日の生れで、大正十五年二月、

東京農業大学専門部農学科卒業、す

ぐ産業組合中央会書記に採用されて組合指導の畑に入った。

職場を東京から地方に移し、昭和八年から産業組合中央会大阪支会、十二年から群馬支会、十五年から栃木支会に勤めた後、

県販連販売部長

県経済連総務部長

県経済連販売部長

西村 啓四氏

栗野 武夫氏

斎藤 和三郎氏



県経済連購買部長

高宮 陸三氏

県経済連購買受渡課長

河合 彦人氏



一年五月には参事に昇進して最上支部長となった。

二十三年八月の県販売連設立後も最上を離れず、最上支所長となり、二十八年四月、県販売、県購買両連合会が合併して県経済連が発足すると、再び最上支所長の辞命をうけて新庄に踏みとどまったが、三十三年九月、久世参事のあとをうけて、二代目の経済連参事を命じられた。経済連の整備を軌道に乗せ

十八年から二十年七月まで全国組合

金融統制会に転じたが、終戦で山形に帰り、二十年九月、県農業会最上支部事務長、二十

て、整備を円滑に動かしたものは何と云っても久世参事であるが、その後事を託されて、挫折することなく計画を押し進め、予定よりも二年も早く三十四年度一ぱいで整備促進を完了させたものはこの岸参事の手腕に帰するものである。

## 整備促進法を適用

県経済連は旧県販売連、県購買連当時それぞれ、昭和二十六年四月公布の「農林漁業組合再建整備法」による再建整備を実施して二ケ年後、二十八年四月に県経済連の発足となったのだが、旧販連は大体、当初の計画通りに再建整備の進捗を見ることが出来たのに対し、旧購連は再建才一年度に既に計画変更をよぎなくし、さらに才二年度（二十七年）も計画完遂に非常な支障を来たようになったので、県経済連発足後の再建整備方針は健全経営を目標に、強力な再建計画の実行体制に移ったのであったが、県経済連発足の年、二十八年八月八日、法律才一九〇号で、再建整備適用の連合会だけを対象とした「農林漁業組合連合会整備促進法」（略称、整備法）が実施となった。整備法は再建連合会に対するテコ入れ措置であって、強力な再建実行を決意した県経済連は、この整備法適用の連合会に該当させるため、県中央会、県信連等の協力を得て、執行、事業等にあつては体制整備をいそぎ、昭和二十九年十一月三十日、押野会長から「農林漁業組合整備促進法才三条才一項の規定にもとずく指定日指定」の申請を村山知事あてに提出した。県はこれを

十二月四日付で進達、小倉農林省農林経済局長から翌、三十年三月八日、農林省告示才一九三号で、整備指定日を昭和二十九年十二月三十一日とする通知がに接して、整備が開始となったのであるが、県経済連の整備適用までの経過は次のようであるが、決して平坦なものではなかった。

。二八・一二・二七 整備法の徹底を期するため、農林省、中金、組合金融協会、全指連、全購連、全販連が出席、県経済連役員、部、課長、支所長、関係支所長、各郡組合長、運営委員等の参集を求め、無条件委託販売、計画購買等について指導をうけた。

。同 日 理事会を開き、会の再建を図るために整備法の適用をうけることを決議した。

。二九・一・一四 農林中金山形支所、県信連と打合せし、具体的事項を作成することになる。

。二九・三・三 肥料の計画購買の完全実施と整備法の趣旨を会内に徹底させた。

。二九・四・五〇・九・一七 委託販売について中金、信連、経済連合同で各単協を巡回、指導した。

。二九・五・七〇・七・一七 購買事業代金決済制度、共同計算認証制度について単協購買主任の支所別会議を開催した。

。二九・五・八 理事会を開き、整備について、県、中金、中央会、信連四者連名の申入れ事項である役員体制、参事制採用、本所集中経理方式採用等について協議した。

。二九・七・三 理事会開催、職制規程の基本方針を決定、参事制を確立し、その人選は中金、県、信連、中央会に推せん方を一任することにした。

。二九・七・二三 理事会開催、内部執行体制、機構改革ならびに人事

を決定した。

。二九・八・二八 理事会開催、役員体制確立、常勤理事三名のところ、会長一名を常勤とし、久世英一氏を参事とすることに決定。

。二九・一〇・一三 県、中央会、中金、信連、経済連の五者で中央会、信連、経済連の支所長合同会議を開き、系統購買事業実施要領の実施について協力方を求めた。

。二九・一〇・一六 理事会を開き、県、中央会、中金、信連出席、事業体制要綱を決定した。

。二九・一〇・一八 組合長会を五者合同で招集、事業体制要綱により協議し、要請。

。二九・一〇・一九 県、中央会、信連、経済連の四者上京し、整備促進関係につき、農林省、中金整備促進部と協議した。

。二九・一一・二二 理事会を開催し、県、中央会、信連、農林中金の四者連名による申入事項（一一・一六付）につき県、中金側同席の上、次の通り協議した。

① 不足自己資本の資増対策、二十九年度の増資額二千万円が十一月末日までに全額達成払込済となるものとして、十一月末の自己資本不足額は約四千七百万円が予想されるが、再建整備計画で既に総会の承認済のものは毎年確実に達成しているから、今後とも年次別計画通り確実に実行することで四者の諒解を求めらる。

② 役員の数、選出方法ならびに非常勤役員に対する報酬の措置、役員の数は理事七名、監事三名とする。選出方法は現理事は全員辞任の上総会で定数変更を行い、同時に地区代表的色彩を払拭して、全県的視野に立脚して改選する。

③ 機構の整備とこれに伴う人員の整理、人員整理は四十名前後とするが、確定数については十一月二十六日の理事会で再検討する。

④ 県外事務所存廃、東京事務所は無条件委託販売による全販連の機能が充実するまで有置する。

⑤ 取扱事業に対する手数料の算定基を、二十九年度十月までの実績に十一月以降三月までの会員の年間計画によるものを裏付として実行確実な基準収支計画を樹て、欠損金の五ヶ年間補てん計画にもとずく最低の手数料率を採用する。

。二九・一一・二六 理事会を開催し、二十二日の理事会決議事項の具体的方法につき協議した。

① 非常勤役員の報酬は十一月末日かぎり廃止する。

② 機構は従来一室三部九課のところ、これを改革して一室二部六課に簡素化し、業務執行上の能率化を図った。人員整理は基準収支計画の一部修正に伴い、整理人員は三十三名とし、新業務機構による定員を総計一三二名とする。

③ 人員整理の方法としては十一月末を以て一応全職員を解雇し、十二月一日を以て必要人員を新規採用する形式をとる。整理職員には規定退職金の外に本俸七ヶ月分の特別退職手当を支給する。

。二九・一一・二七 右（一一・二六）の決議事項を四者あてに文書で回答した。

。二九・一一・三〇 理事会を開催、整理職員および新機構の主要職員につき協議、決定した。

。二九・一二・一 新機構にもとずき部、課、支部、倉庫の主要人事およびこれに伴う人事の発令をした。

これが県経済連の整備適用の指定日を申請するまでに行った経過の大要であつて、申請書には

一、会員に対する整促法の趣旨普及状況  
二、執行体制の改善概要

三、機構の整備概要

四、事業運営体制の整備概要

五、出資に関する事項

六、金融機関の援助についての見込み、または取りきめの内容

七、県その他からの援助についての見込み、または取りきめの内容

八、欠損金総額および法才三条才一項の評価によって生ずる欠損金の見込み

九、固定した債務の全部の整理方針およびその計画

十、欠損金の全部の補てん方針およびその計画

等を添付し、二十九年十一月三十日を指定日として申請したが、農林省は十二月三十一日と変更指定したのであった。

## 眞剣に取組んだ整備計画

。事業運営体制の整備 県、中山山形支所、中央会、県信連、経済連五者は昭和二十九年十月「事業体制要綱」をつくり、また全利用契約ならびに購買代金決済に関する契約にもとずいて同年十一月一日から事業を行ったが、同月三十日現在、会員數百七十八組合のうち、契約締結済みの成績は

全利用契約一六一組合（九〇％）

代金決済契約一六八組合（九四％）

を見た。未締結組合はどれも経営不振組合であり、実質的に業務を停止している組合が七組合というものであるから、全組合の契約に成功したのと同様であった。

。出資に関する事項 農林漁業組合再建整備法才四条才一項才

二号の規定による自己資本の要増加額の完遂計画によって昭和二十六年十一月二十九日旧販売、購買両連合会が再建整備の適用をうけた際、指定日の自己資本不足額一億百二十五万二千元であったが、県経済連になってからの増加達成額は

二八・三・三一（合併）

二八年度増加額

二九・三・三一

二九・九・三〇

二九・一・三〇（見込）

と毎年増加し、その後、昭和三十三年度までの出資金額は次のように実行された。

（一口五、〇〇〇円）

才一年度（二八年度）

才二年度（二九年度）

才三年度（三〇年度）

才四年度（三一年度）

才五年度（三二年度）

才六年度（三三年度）

。金融機関の援助 欠損金および不稼動資産の資金化計画

総額一億四千九百七十二万円（欠損金一四四、三五二、〇〇〇円、不稼動資産五、三六八、〇〇〇円）

右に見合う債務に対する利息の全免をうけた。

。県その他からの援助 県当局からは整促に関し、当初から協力を得ているが、さらに助成金の交付について予算措置を講じてもらうよう手続きをとった。

九一、〇〇〇、〇〇〇円

一一、四四〇、〇〇〇円

一三二、三九五、〇〇〇円

一三二、四〇〇、〇〇〇円

一三二、四〇〇、〇〇〇円

一四五、〇九〇、〇〇〇円

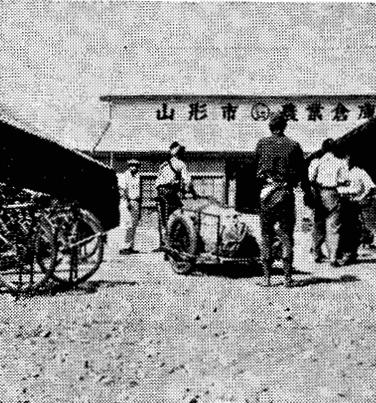
七一、二一七、〇〇〇円

一九、七八三、〇〇〇円

九一、〇〇〇、〇〇〇円

九一、五一五、〇〇〇円

一一、〇〇〇、〇〇〇円



☆一県経済連が音頭とする養鶏運動一☆  
写真は新しい養鶏法のケージ鶏舎

。欠損金総額および法第三条第二項の  
評価によつて生ずる欠損金の見込  
欠損金総額  
(法才三条才二項の評価による欠損金)

一四四、三五二、〇〇〇円  
五、七三九、〇〇〇円  
内訳

①債権償却額  
二、五〇七、〇〇〇円  
②固定資産減価償却  
不足額  
二五、四五四、〇〇〇円  
入  
上は米の統制撤廃  
反対に活動する県  
経済連、下は山形  
市農業倉庫の米搬

返 済 計 画 (単位千円)

年 次	年 次	剩 余 金	不稼動資産 の流動化		計
			計	流動化	
才一年度 (自二九・一二)	才一年度 (自二九・一二)	六、〇九六	一、九八五	七、〇六七	
才二年度 (三〇・一三)	才二年度 (三〇・一三)	二、三六六	二、四一二	二五、六三一	
才三年度 (三一・一四)	才三年度 (三一・一四)	二、六四六		二四、〇五八	
才四年度 (三二・一五)	才四年度 (三二・一五)	二、六四六		二一、六四六	
才五年度 (三三・一六)	才五年度 (三三・一六)	二、六四六		二一、六四六	
才六年度 (三四・一七)	才六年度 (三四・一七)	二、六四六		二一、六四六	
才七年度 (三五・一八)	才七年度 (三五・一八)	二、六四六		二一、六四六	
才八年度 (三六・一九)	才八年度 (三六・一九)	二、六四六		二一、六四六	
計	計	一四、三三二	五、三六八	一四、九七二	〇〇

③ 棚 卸 差 額  
五、二三、〇〇〇円  
④ 職員退職給与積立不足額  
一八、五五五、〇〇〇円  
。固定した債務の全部の整理計画|| 剰余金および不稼動資産流  
動化計画で昭和三十七年三月末日まで (満七年三ヶ月計画) に  
整理する。

欠損金補填計画 (欠損金 144,352,000円)

(単位千円)

項目	年度	自昭和30.1	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	
		至昭和30.3								
事業外損益	繰越欠損金 (A)	144,352	138,256	114,610	92,964	71,318	49,672	28,026	6,380	
	事業収益	29,069	119,400	119,400	119,400	119,400	119,400	119,400	119,400	
	事業費用	直接事業費	4,199	20,907	20,907	20,907	20,907	20,907	20,907	20,907
		事業管理費	19,717	79,247	79,247	79,247	79,247	79,247	79,247	79,247
	計	23,916	100,154	100,154	100,154	100,154	100,154	100,154	100,154	
差引事業利益 (B)	5,153	19,246	19,246	19,246	19,246	19,246	19,246	19,246		
事業外収益	預金利息	50	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	
	再建整備法による増資奨励金	893	2,000	0	0	0	0	0	0	
	整備促進法による金利減免益	4,106	15,692	12,872	10,226	7,845	5,464	3,083	702	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	5,49	20,092	15,272	12,626	10,245	7,864	5,483	3,102	
事業外費用	整備促進法により利子の減免を受けない場合の利息	4,106	15,692	12,872	10,226	7,845	5,464	3,083	702	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	4,106	15,692	12,872	10,226	7,845	5,464	3,083	702	
差引事業外利益 (C)	943	4,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400		
当期利益金 (B)+(C)=(D)	6,096	23,646	21,646	21,646	21,646	21,646	21,646	21,646		
次期繰越欠損金 (A)-(D)	138,256	114,610	92,964	71,318	49,672	28,026	6,380	15,266		

再建整備第4年度総合計画実績表

(単位千円)

科目	区分	才4年度 計画	才4年度 実績 A	才4年度 10 月末 B	B A %	10月末 残額	備考			
							指定日 現在	才1年度 末現在	才2年度 末現在	才3年度 末現在
固定化資産	債権	販売品掛金	581	220	38	1,728	17,581	8,770	2,595	1,949
		購買品掛金	1,497	250	17	69	8,929	5,310	3,421	2,575
		取手の其他	573	90	16	5,515	10,093	6,382	5,168	3,349
		計 (A)	2,651	560	21	7,312	35,744	21,994	11,312	7,873
	在庫品	貸倒引当金 (B)	0	0		2,546	2,673	2,124	524	2,546
		差引金 (A-B) (C)	2,651	560	21	4,766	33,071	19,870	10,788	5,327
		資農機の其他	—	—	—	—	8,298	5,781	2,364	0
		計 (D)	—	—	—	—	5,593	2,900	741	0
	合計 C+D	2,651	560	21	4,766	47,896	28,552	13,893	5,327	
	固定資産 (E)	—	5,200	5,176	99	83,763	56,830	78,517	81,900	88,939
欠損 (F)		8,814	4,725	54	72,725	67,763	49,786	78,051	68,000	
合計 E+F (G)	14,014	451	3	156,488	124,593	128,303	159,951	156,939		
自己資本	払込済出資金	20,000	540	27	91,540	22,032	47,260	71,217	91,000	
	整備金積立金	354	625	176	2,129	1,309	957	2,505	2,754	
合計 (H)	19,646	85	04	93,669	23,341	48,217	73,722	93,754		
自己資本不足額 G-H	33,660	366	1	62,819	101,252	80,086	86,229	63,185		

# 紛糾した二度の役員改選

## 各関係機関の協力で起ち上る

県経済連の整備法によつた整備基本方針はまず、執行体制の改善には役・職員の厳選と少数精鋭主義の徹底、経営管理機構の整備と内部統制機能の強化による業務の合理化、また事業体制の改善としては無条件委託計画販売と無条件委託計画購買による系統全利用の完全実施で、この方針に向つて努力する一方、関係機関の協力、援助を期待した。

関係機関が整備指定日（二九・一二・三一）までの協力と、指定日以後の援助計画は次の通りである。

連	農林中金	県
① 認証制度を改善するとともに購買代金の貯金引落決済制度の確立に協力。	① 整備促進体制の確立について指導援助。	① 整備促進法および審議方針の趣旨徹底。 ② 整備計画達成のため常時行政的指導援助を与える。 ③ 他事業連との統合促進につき指導援助する。
① 固定化債務一四九、七二〇、五六四円に対し、償還期間中年一割一分相当額の金利全免。	① 整備促進計画達成に積極的な協力援助。	① 県信連に対し国の利子補給額の四割を最低とし助成する。 ② 整備計画達成のため常時行政的指導援助を与える。 ③ 他事業連との統合促進につき指導援助する。

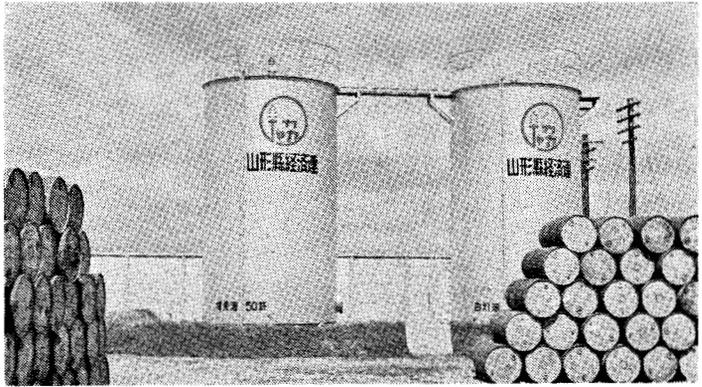
中央会	信
① 整備促進法の趣旨の普及徹底。 ② 他事業連との統合促進につき指導援助。	② 資金計画の樹立、実行に協力援助。 ③ 理事会その他の会議に参画、積極的な指導、援助。 ④ 財務管理につき財務課長の出向、人的援助。 ⑤ 資金計画の樹立に協力援助。財務管理に人的援助。

右の各機関援助の中で県信連からうける金利全免とは最終償還期日を昭和三十七年三月三十一日とした一億四千九百七十二万円（欠損金一四四、三五一、〇二四円、不稼動資産五、三六八、五四〇円）に対する年一割一分の利子五千九百九十九万円を全額免除してもらうものであって、経済連は固定した債務額一億五千三百五十四万三千円のうち県信連からの借入金一億四千九百七十二万円は整備指定年度の二十九年度（三〇・一・一）から三十六年度（三七・三・三一）まで七年三カ月にわたり金額を整理し終る計画であり、また農林漁業金融公庫から借入れた三百八十二万三千円は三十八年度（三九・三・三一）まで九年三カ月間に年賦償還する計画を樹てたのである。

また一億四千四百三十五万二千円の繰越欠損金は三十五年度末には六百三十八万円に縮少し、一方利益金を毎年二千六百六十四万円以上を計上し、三十六年度末には繰越欠損金を全部消して、さらに一千五百二十六万円の黒字を出そうというもので

ある。

このような整備計画を樹てた経済連では昭和三十年三月十二日に山形市の県労働会館で臨時総会を開き、農林大臣にあてて認定申請書を提出する整備計画の決定、全役員辞任と定款変更によつた理事七名、監事三名の選任を行った。経済連の理事八人を七人にしたことは整促法にもとづいて、二十九年十一月二十二日の理事会で役員を選出方法とともに決定、定款変更の上で行つたもので、また、この日の改選から選挙というこれまでの選出方法をやめて、選任としたことは整促適用の経済連の運営に当る役員の地位は非常に重要であり、一部会員の利益や、地域を代表するものであつてはならない点等から、運営に堪能な人物を選出、またよい組合せがとれた役員を選べる方策から選任の方法に変わったもの



昭和33年奥羽緑漆山駅前に出来た県経済連の油槽所

で、役員選衡委員として、(長) 遠藤清海(米沢)、佐藤治之助(大郷)、金沢忠雄(南沼原)、渡辺七兵衛(寒河江才一)、梅津茂右工門(長瀬)、佐藤啓輔(最上西小国)、佐藤重次郎(高島)、小関信一(平野)の八氏(各郡一名)を決定した。

この八役員選衡委員は直ちに別室に退いて真剣な役員選びにかかったが、委員間で議論がふつとうしてしまい、十五日に総会を再開して委員会の選衡結果を発表することにきまり、十五日午後一時までの休会を決定して、役員選出まで前後四日間を費すという未聞の事態になつてしまった。

役員候補選衡委員会は総会が再開される十五日午後一時ギリギリまで数回会合して妥結に努力したが、選衡することが出来ず、そのまま十五日午後一時二十四分、山木武夫議長が総会の再開を宣した。

その後も休憩、々々を繰り返出し三時間四十分を費して漸く午後五時半再開、遠藤委員長から選衡委員会で決定した役員候補者の氏名を次のように発表した。

。理事 候補者押野豊太(成生)、山口和吉(山形)、島津一郎(屋代)、高橋庄吾(長井)、高橋市治(大富)、斎藤好松(舟形)、遠藤義雄(中郡)

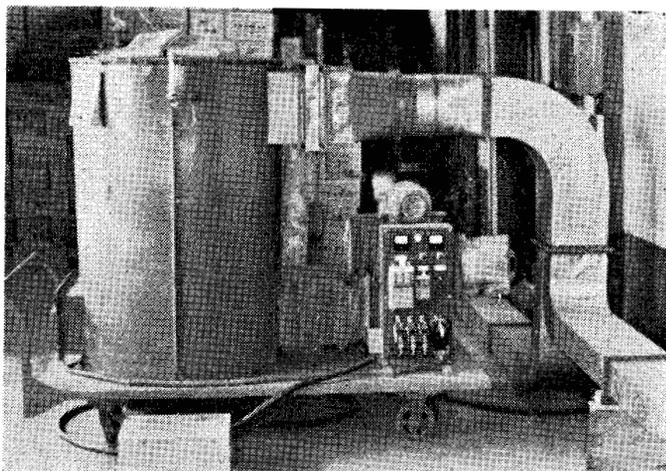
。監事 候補者山口右仲(西郷)、押切武天(尾花沢)、佐藤芳雄(広幡)

続いて、出席会員の手で役員候補者に対する賛否投票を行ったが、賛成一五六票、反対六票で、選衡委員会で決定した通りの役員が正式に決定、四日間に及んだ波瀾の臨時総合は漸く閉

会となった。

同日夜、直ちに役員会を開き、会長を互選した結果、前会長押野豊太氏が再び会長に推された、押野氏の会長就任は二十八年四月の県経済連発足の時から連続四回であるが、旧県販連が創立した二十三年八月に会長になってからではぶっ通し七回、

八年間の会長生活である。



### 長崎倉庫のアドリール脱湿装置

(県経済連の連合農業倉庫は管内八ヶ所、収容力20万俵であるが米の変質防止のため漆山倉庫には地下水利用の冷却装置、長崎倉庫にはアドリール脱湿装置をつけた。)

## 高橋庄吾会長登場

整促進用の才二年目に入った県経済連では昭和三十年五月二十九日午前十時から山形市会議事所で才三回通常総会を開き、決算報告、三十年度事業計画、予算案、役員選任等を議事にしたが、この総会でも役員選任にからんで波瀾を呼び、前後四日間、もみ抜いた三月の臨時総会の事態を再現、押野会長が経済連役員離脱を表明するなど終始、緊迫した空気の中に又々二日間を費す総会となった。

議長は県信連会長山木武夫氏で、他の議案を議決して、午後総会に残されたのは役員選任だけであったが、総会開催までに各地区毎に激烈な役員争いが演じられ、他連合会、郡組合長会長等が間に入って和解決を試みたが、効果がなく、マン字巴の角突き合いが十数日間も続いたまま、この日の総会入りとなっただけに、最初からトゲトゲしい空気が会場を覆っており、円滑な役員選任は困難であることを知った山木議長は午後一時四十五分、役員選任に入るとすぐ、「役員選任について妥結の点を見出すため、代表者八名に自分を加えて選任の方法を研究して見たい、立派な案をつけた上で、明日(五月三十日)午前十時から山形市公民館で総会を再開することにした、それまで休憩にしたい。」

と切り出し、賛成を得て、議長から選任方法協議のための代表を次のように指名した。

佐藤治之助（大郷）、金沢忠雄（南沼原）、渡辺七兵衛（寒河江才一）、梅津茂右工門（長瀬）、宮田留太郎（堀内）、遠藤清海（米沢）、渡部幸太（大塚）、横山平六（豊田）  
指名された代表八氏は選任方法の協議に入り、役員選任は三十日に延ばすことにし、午後一時五十分休憩に入って、そのまま才一日目を閉じた。

二十九日午後から夜にかけての代表らを中心にした役員選任の動きは最も激しかった模様で、新役員の手で互選する会長の人選が焦点となり、遂に押野会長は会長のイスを去り、例え、役員選衝委員の手で理事に選ばれても絶対に引きうけない決意を固め、意中を山木議長に訴えていた。

こうして一夜明けた五月三十日午前十時、山木議長は総会才二日の再開を宣し、議長指名で

佐藤治之助（大郷）、金沢忠雄（南沼原）、渡辺七兵衛（寒河江才一）、梅津茂右工門（長瀬）、佐藤哲寿（安楽城）、遠藤清海（米沢）、渡部幸太（大塚）、横山平六（豊田）

の八氏を役員選衝委員にしたが、佐藤治之助氏は委員辞退を発言、議長の慰撫によって佐藤氏も漸く承諾、八委員は約一時間選衝委員会を開き、四時二十五分、山木議長から委員会の選衝した役員候補の発表と、会員の賛否投票を行うことを告げた時、押野会長が発言を求め、

「私は昭和二十三年、県販連から現在まで八ヶ年間、会長としてみなさまの協力により職を奉じて来ましたが、その間、販、購連の合併、整備促進と、私にとってはまことに大きな曲線

を乗りこえることが出来、しかも幸いにして整備促進法の指定をうけましたことは農協運動のため喜びにたえません。今回諸般の状況から会長を辞することにしたし、昨日、山木議長に対して役員に推せんされることをおこわりました。今後は単協の組合長としてみなさまとともに農協運動に専心するつもりでおります。」

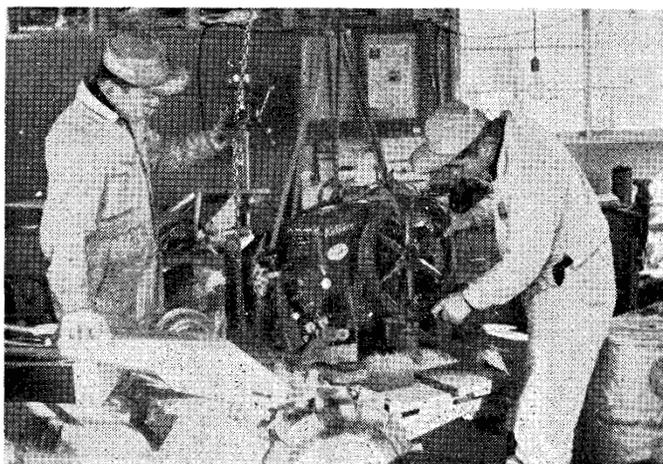
と、理事推せんを断り、成生村の組合長に帰る挨拶を述べた。旧販連会長から八年余、苦難の途を切り開いて来た経済連に欠別した押野会長が会場から去ると、梅津選衝委員長から慎重審議の結果として役員候補者の氏名を次のように報告した。

理事 山口和吉（山形）、大隅隆吉（谷地）、高橋市治（大富）、齋藤好松（舟形）、江口金三郎（小松）、高橋庄吾（長井）、山木武夫（新堀）

監事 山口右仲（西郷）、押切武夫（尾花沢）、小関茂雄（塩井）  
つづいて役員候補に対する会員の賛否投票に入り、賛成八九反対一八で、選衝委員が報告した役員候補者の通りに多数決で新役員が選任されたのであったが、山木議長は閉会の挨拶に「私は今回理事に選任されたが、種々の事情から就任を引きうけるわけには行かないので了承された。」

と理事就任を辞退することを明かにして、午後五時、二日間におよび総会を終えたのであった。

押野氏を理事の中から失くなった県経済連の新会長には高橋庄吾理事が就任、会の再建に取りくむことになったが、総会で



赤湯駅前には農具のアフターサービスのために昭和33年サービス・ステーションをつくつた。

理事就任を辞退した山木信連会長は同年七月二日に正式辞職し、理事一名が欠員となったので、三十一年五月二十八日の才四回通常総会で天童の高橋一司氏が新しく理事に選任された。

## 他連合会との事業調整

県経済連は昭和二十九年十二月三十一日を指定日とした整備の指定をうけ、再建整備に着手したが、農林省が県経済連に指示した条件の中に他の事業連との競合事業調整と、さらに統合の促進を要請したのである。

これに対して経済連では三十年三月十五日に具体的に整備計画書を決定、県および中央会等の指導援助で、他事業連との事業調整、統合促進に努力することを述べたが、県も農林大臣に対する知事進達書で

① 県青果連について—原則としては県経済連に統合すべく指導しているが、差当てる問題として、事業調整を行い、既に農業関係については協定済で、馬鈴しよの取扱いについては近く協定がなされる見込みである。

② 県畜連について—飼料の取扱いについては事業調整を指導している。

③ 県養蚕連について—特殊物資の取扱いに限られているので、事業は県経済連と協定済みである。  
と、県の事業連調整意見を伝えた。

県経済連を中心とした県畜産連、青果連との事業調整は昭和二十三年八月に各連合会が創立した当初からの宿題で、県、県指導協会（後の県中央会）、県信連等がその解決に奔走、努力をつづける一方、会員である単協からも事業調整、事業連の統合促進が真剣に要求され、毎年開催の県農協大会、農青連大会にはきまって決議となって表面化したものであったが、理屈の上では割り切っても、それを実行に移す上で、種々の難問題に突き当たり容易に進行しない実状にあった。この問題は旧販、購連時代からひとり県経済連に要求されたわけではなく、畜産、青果連にもしばしば強く要求されていたものであった。

しかし、県経済連が整備適用で起ち上がるには、この調整、

統合問題の解決は、是非とり上げなければならなかった。

昭和二十九年年度整促実績(才一年度)検討および三十年年度整促実行計画協議会を三十年五月十九日(県、中支所、中央会、信連の四者会議)、二十三日(四者および農林省、中金、中央会、組合金融協会、全購連、全販連の合同会議)に開いた際、さらに三十一年十一月十四日の三十一年度才二・四半期末経営検討会でも青果連、畜産連等との事業調整、統合問題を協議し、具体的な解決策を樹ててその度毎に経済連から農林省に報告したが、三十二年三月十七日の経済連に対する農林省検査書には畜産連、青果連との事業調整問題が指摘され、畜連関係では「今後事業調整を図る必要がある。」また青果連関係では「果樹用農薬については経済連手数料の半額を果樹農薬推進協力費として青果連に支払うことにより、全量を経済連が取り扱うことになってはいるが、当該推進費として手数料をリベートするため、実質的には、経済連収入の増加とはならないので、このことについてはさらに検討する必要がある。」

馬鈴しよその他の品目については調整が行われていないので、今後事業調整を図る必要がある。」との意見に接した。

県経済連はその後、青果連との事業調整に着手する一方、県畜産連との話し合いに全力を傾け、県畜産連が昭和三十四年二月七日、南、東、西の三村山郡畜産連を合併したのを機会に、経済連と畜産連との事業調整が開始され、県、信連、中央会、中金とともに目まぐるしいまでの交渉が連日のように行われた。

殊に三十四年四月二日の協議会では

① 経済連と畜産連は将来合併することがオール農協の立場から妥当である。

② しかし、今直ちに合併する気運がないので、差当り二連合会との事業調整を考慮して進める。

③ 調整の方針としては飼料の購買事業は全部経済連に移管すべきである。

④ 畜産連が飼料関係を経済連に移した後の収益面については、畜連は指導事業を建前とするので、単協からの賦課金をもって充てることが原則であるが、当面の問題としては望み薄なので、県連合会、県からの援助を期待する。特に経済連に交渉して援助金を支出させる。

この根本方針をとりきめた。この方針に従って経済連側、高橋庄吾会長、岸参事、畜連側安孫子芳尾、黒田源橋両理事、草刈(中央会)、佐藤(信連)両参事等が四月三日を最初に九月まで実に三十余回にわたって、調整条件等について交渉した結果、畜産連の再建設備計西樹立と並行して両連合会間の意見が漸く一致して、

① 飼料、鶏卵の経済事業は畜産連から県経済連に移す

② その実施期日は昭和三十四年十月一日とする

③ 移行による畜産連の収益減に対して、経済連は畜産連に三十四年度は百四十万円を支払う。三十五年度以降は協議の上決定する

④ 移行する事業取扱いの畜連職員二名を経済連で引きとる

と、畜連が九月二十八日の理事会で決定した条件をそのまま経

済連が承諾、直ちに実行に移されたのであった。

経済連は飼料関係の移譲によって新たに購買部に飼料課を設け、また三十五年三月になって畜産連に支払う援助金も才二年度以降、二百万円と決定し、再建のために各方面から要請されていた事業調整に解決のメドをつけたわけであるが、統合問題は今後経済連の再建が進行するに伴って処理しなければならぬ大きな宿題である。

## 整備 二年早く完了

三十五年五月には晴れて総会

昭和三十五年五月二十一日、県経済連は県農協会館で才八回通常総会を開催した。

この日の総会で高橋庄吾会長は当初計画を二ケ年も短縮し、三十四年度末（三十五年三月三十一日）で整備促進を完了させたことを会員に報告したのであるから、五月晴れにふさわしく、すがすがしくも明るい総会で終始した。

ちようど一年前の三十四年五月二十七日に開いた才七回通常総会で高橋会長は「本会が執行体制ならびに事業体制を整備し整備促進法の指定をうけてから四年三ヶ月を経たが、この間の一般経済界はまことに複雑、多岐であり、商工資本の農村進攻など経済界のめまぐるしい変遷は農家経済への圧迫となって現れたのであった。幸いにもこれらの諸情勢に呼応して援助され

た関係機関の指導と会員各位の協力が本会事業の諸体制を充実させ、当初計画以上の成果を収めることが出来て整備完了見込年度を当初計画より短縮して本年度に欠損金の金額補填の見透しを得たものと感謝する」

と、三十四年度中に必ず整備を達成することを誓ったのであったが、その約束通り県経済連はこの一年間で見事、会員の期待に応えたのである。

県経済連が整備促進連合会の指定をうけたのは昭和二十九年十二月三十一日で、当初計画では昭和三十六年度（三十七年三月三十一日）を最終年度とした前後八ヶ年度、七年三ヶ月におよぶものであったのだが、会員の協力、関係各機関の支援と経済連自体の事業、執行体制、財務構成等の改善に日夜孜孜として努力したものが遂に成功、各方面驚異のうちに二ケ年間で短縮して三十四年度でこれを達成させたのである。

才八回通常総会で報告した整備促進完了までの経過を主な施策から拾って見ると次のようなものである。

① 欠損金の補てん（経営には絶対に欠損金を生じないようにし、従来の欠損金は計画的に補てんするとともに固定債務の償還を実行した。）

### 欠損金の補てん実績

年 度	補てん計画	補てん実績	差 引
昭和二十九年	六、〇九六 <small>千円</small>	八、四六七 <small>千円</small>	二、三七一 <small>千円</small>

三十年度	二二、六四六	二七、〇一三	三、三六七
三十一年度	二一、六四六	三〇、九二六	九、二八〇
三十二年度	二一、六四六	三八、八四六	一七、二〇〇
三十三年度	二一、六四六	二五、〇六八	三、四三二
三十四年度	二一、六四六	一四、〇三二	△七、六一四
計	一六、三二六	一四四、三五二	二八、〇二六
三十五年度	二一、六四六		
三十六年度	六、三八〇		
合計	一四四、三五二		

② 増資の実行（財務処理基準令にもとづく自己資本の充実と事業推進上当然必要となる諸設備を考慮し、各地区組合長会の了承のもとに増資を実行した。）

増 資 実 績

区分	年 度		計 画	実 績	年度末出資金
	二九年度	三〇年度			
第一次	二十九年度		九五 <small>千円</small>	一四五 <small>千円</small>	一一一、四四〇 <small>千円</small>
	三十年度		二〇、〇〇〇	二〇、九五五	一三二、三九五
第二次	三十三年度		一〇、〇〇〇	一二、六九〇	一四五、〇九〇
	三十四年度		一二、〇〇〇	一三、七一五	一五八、八〇五
計		四二、〇九五	四七、五〇五		

③ 執行体制の整備。二十九年度（理事の定数八名を七名と

し、常勤理事三名を一名とした。非常勤副会長二名をおき、参事制をとった。また支所に町村担当制をとった。）

。三十年度（業務部を販売部、購買部とし、販売部を販売、受渡、運輸の三課に、購買部を購買、受渡の二課とした。）

。三十一年度（理事定数七名を八名にした。販売課を食糧課と農林課に、購買課を肥糧課と資材課に分課した。）

。三十二年度（監理室に次長制を設け、販売部に倉庫課を新設した。）

。三十三年度（購買部に飼糧課を新設した。）

④ 事業体制の確立

(イ) 取扱品目（当初は集荷食糧の外、肥料と配給食糧とが重点品目として取り上げられ、事業推進上の主力がこれらに傾注されたが、その後系統事業が組合員農家との密着性が強まるにつれ、農家の生産、生活の変遷に従って、これらの品目はやはりその重要地位は変わらないと云え、青果、鶏卵、飼糧、生産資材、生活資材の取扱比重が高められた。）

主要品目取扱高の推移（指数）

品目	年 度					
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
無機肥料	一〇〇	一一一	一四六	一五〇	一三二	一六九
飼糧	一〇〇	八〇	一〇三	一二八	一二二	一九三
農機具	一〇〇	九七	一九〇	二三九	二〇〇	二六六
農薬	一〇〇	九七	二二四	二三五	二三四	三四三
生活資材	一〇〇	九一	一三〇	一四一	一六五	二一五

配給食糧	一〇〇	七八	六〇	六四	六一	六一
集荷食糧	一〇〇	一一五	一一〇	一二三	一二一	一三九
木炭	一〇〇	七一	八九	一〇五	六二	五三
鶏卵青果他	一〇〇	八四	八八	一四三	一九〇	三三四

主要品目取扱高構成比率の推移 (指数)

品目	年度					
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
購買合計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
無機肥料	五八	六五	六一	五八	五五	五四
飼糧	一一	八	八	一〇	一〇	一二
資材	二二	二〇	二六	二八	三一	三一
農林合計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
内 木炭	五三	四四	四八	四二	二九	一八
内 鶏卵青	三六	三五	三二	三八	五一	七四
内 果他						

(四) 販、購買事業(農家から系統組織を一貫した無条件委託による計画的事業の拡充をはかり、併せて共同計算制品目の拡大と、認証制による代金決済の制度化を確立したので、会の取扱高は年毎に増嵩を見るに至った。)

(イ) 手数料(販売および購買の手数料率は正常な運営に要する実費分賦の趣旨により年次毎に決定されたが、取扱高の増嵩と事務合理化による経費の節減により、手数料率は次

才に低減した。)

このように整備完了を見た三十四年度の業務報告書を総会に提出した三十五年五月二十一日の総会で高橋会長は開会へき頭挨拶に起つて次のように述べた。

「当初計画を二カ年短縮し、昭和三十四年度を以て、整備促進を完了する運びとなり、本総会において会員各位の承認を得たいと存じます。

本会が五年三カ月にわたる整備促進完了を見るに当り、整備を通じて確立された諸体制は基本的には農協本来の在り方にもとづくものであることを再認識して、今後は全く自主的立場に起つて本会の業務運営が会員組合を通じ、終局的には組合員農家の経営計画に結びつく系統連合組織の総合経済機関として、会員および関係各機関の協力、援助を得ながら、農協本来の使命である農家経済の安定確立のため努力する所存であります。」  
挨拶し終つて壇を降りる六十七才の老会長は拍手の嵐に頬を紅らめ、過去五年余の会員の協力に対して何べんも頭を下げながら席に戻つたが、高橋会長にとって又とない感激の一刻であつたに違いない。

こうして整備から新たに自主的経済連にスタートした県経済連はこの日の総会で今後の運営をゆだねる理事と監事全員の改選を行ったが高橋会長は三度会長のイスを約束されて理事に選任された。

## 県経済連と枝松銚蔵氏

県販連と県購買連とが合併した山形県経済農業協同組合連合会は昭和二十八年四月に発足して、全農協の要望に応えたが、この新連合会の設立委員長を引きうけ、完成させたのが県信連常務理事枝松銚蔵氏であった。



枝松銚蔵氏

氏は明治四十三年（一九一〇年）一月二十七日に山形市大字谷柏（旧、南金井村）一、一一二の生れ、昭和の初めに産青連運動に入り、九年には同志とともに南金井信用販賣購買利用組合を設立してから現在まで三十年近くにわたって真しに組合運動の才一線に活躍して来た、そうそうたる組合人である。

氏はなるほど組合活動の才一線に起ったが、氏の持ち味である素朴な人柄と謙虚さはいつも自分を控え目におき、他人を押しつけてまで権力の座に坐わろうとはしないことが氏をますます魅力あるものにしてゐる。

昭和九年の南金井組合設立は氏の発意によつたもので、当然組合長か、役員にすわるところを、氏は組合長に村の先輩、渡辺久八郎氏を推し、自らは主任書記で甘んじたものである。また南金井村を中心に隣接五ヶ村で戦後の農村振興を目的に羊毛加工、醬油醸造を主とした「村山農村工業農協連合会」を昭和

二十三年八月に創立したのも氏の構想によつたものであったが、その際も氏は他人を会長に推し、氏が会長に就任したのはずうっと後の昭和三十一年七月のことである。

昭和二十九年に着工した二百六十町歩の南山形土地改良事業も、氏が金井村農地委員長として、やつてのけた仕事の一つであるが、これも組合長を他に譲つてゐる。しかし、こんな氏にも「長と」名づけられる肩書がないわけではない。

昭和十九年三月と二十三年八月（南金井村農業会々長）昭和二十三年四月と（南金井農協組合長）二十三年五月と二十五年七月（南村山郡農協組合長）等をかぞえられるが、氏の長い組合人経歴からはまことに地味な歩みである。

昭和二十三年八月に県信連が出来てから引き続き常務理事で、柏倉初代会長が急逝した後をうけて、二十五年七月から二十六年五月まで会長のイスにあつた、その後の会長互選に氏が佐藤重次郎候補に対抗する会長候補に推されたのも、氏の人がらで会の信用ばん回を図る他の理事らの計らいからであつた、この二回とも氏の動きによつたものではなく、開けつ放しの陽性だが、言あげてまで表に出るほどの欲気もなく、上長に礼をつくし、名を譲る節度を持つてゐる氏を、信連が当面した重大岐路に対して、会の防波堤となつてもらうことを望まれたもので、氏はそれらの期待を立派に果し、会の運営を誤らなかつた。

この氏が県経済連設立委員長を振当てられたのも当然だが、昭和二十三年夏に県販連を創立する当時、設立関係者のほとんどが氏を初代販連会長に望んだのであつたが、氏は既に県信連の常務理事にきまつた後でもあり、氏自身もそれを選んでいたので、枝松県販連会長はついに実現しなかつた。